

平成 22 年 10 月 1 日

# ト ロ ル

## 一 般 事 業 主 行 動 計 画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1, 計画期間

平成 22 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日 までの 5 年間

### 2, 内容

目標 : 育児をしている職員でも働きやすい職場環境を作る

- 【対策】
- ・子が生まれる予定の職員に対し、関連諸制度の趣旨説明を行い、手続用紙を配布するなどして、育児休業取得促進を図る。
  - ・子の出生時における、男性職員の年次有給休暇取得促進を図る。
  - ・育児休業及び育児短時間等の職員間の理解を進め、働きやすい環境を整える。

目標 : 仕事と家庭の両立を支援する体制を整える

- 【対策】
- ・年次有給休暇の取得率向上を図る。
  - ・子の看護休暇制度の周知、利用促進を図る。
  - ・必要に応じて社会保険労務士の助言を得て、問題解決に当たる。